

# 土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定に基づく 建築行為等の許可申請手続について

厚木市内において、土地区画整理事業が施行されている地区内で建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定により、市長の許可が必要です。

## 1. 許可を必要とする行為

- 1) 建築（新築・増築・改築・その他）
- 2) 工作物の設置（新築・増築・改築・その他）
- 3) 土地の形質の変更
- 4) 物件の設置（令第 70 条で定める移動の容易でない物件の設置又はたい積）
- 5) たい積（令第 70 条で定める移動の容易でない物件の設置又はたい積）

## 2. 提出部数 3 部（正・副各 1 部＋施行者控え 1 部）

## 3. 許可申請書記載要領

- 1) 申請者 建築行為等を行う者を記入してください。
- 2) 代理人 申請を代理人が行う場合は記入してください。
- 3) 1 事業の名称 正式名称を記入してください。  
例 厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業
- 4) 2 敷地の場所（仮換地・保留地街区）  
仮換地指定前の場合は、土地の町名及び地番を記入してください。  
仮換地指定後及び保留地の場合は、街区及び画地番号を記入してください。また、仮換地及び保留地の底地の土地の町名、地番（代表地番）もあわせて記入してください。（〇〇番地ほか〇〇筆）
- 5) 3 敷地の地目  
従前地の地目を記入してください。
- 6) 4 敷地の権利別  
申請者が所有権を有している場合は、「所有権」にチェック  してください。  
申請者が借地権を有している場合は、「借地権」にチェック  してください。  
申請者が権利を有していない場合は、「その他」にチェック  してください。
- 7) 5 敷地についての法第 85 条による申告の有無  
未登記の権利の申告があった場合は「有」に、ない場合は「無」にチェック  してください。

8) 6 行為の種類

該当する行為にチェック☑してください。

9) 7 行為の期間

行為の期間を記入してください。

10) 8 他法令の許認可等

他法令の許認可等（建築確認、厚木市まちづくり条例など）がある場合は、「有」にチェック☑し（ ）内に該当する許認可等を記入してください。

#### 4. 添付図書

- 1) 設計書 該当行為の設計書（建築物、工作物・物件設置、土地形質変更、物件たい積設計書）
- 2) 案内図（都市計画図等）
- 3) 仮換地図又は保留地図
- 4) 配置図
- 5) 平面図、立面図、断面図又は矩計図（建築面積、延べ床面積及び高さが明示されたもの）
- 6) 敷地断面図（土地の形質変更をする場合は必要）
- 7) 委任状（申請を代理人に委任する場合必要）
- 8) 土地使用承諾書（申請者と土地所有者が同一でない場合必要）
- 9) その他施行者が必要とするもの

#### 5. 変更許可申請書記載要領

- 1) 申請者 建築行為等を行う者
- 2) 代理人 申請を代理人が行う場合は記入
- 3) 1 許可の年月日及び番号 許可の年月日及び番号を記入してください。
- 4) 2 事業名称 正式名称を記入してください。  
例 厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業
- 5) 3 敷地の場所（仮換地・保留地街区画地）  
仮換地指定前の場合は、土地の町名及び地番を記入してください。  
仮換地指定後の場合は、街区及び画地番号を記入してください。
- 6) 4 行為の種類  
該当する行為にチェック☑してください。

7) 5 変更内容

変更事項の変更前及び変更後を記入してください。

8) 6 変更理由 変更理由を記入してください。

6. 許可申請取下げ届

許可申請後、許可までに取下げる場合は、土地区画整理事業施行地区内における建築行為等許可申請取下げ届を届け出てください。

7. 許可申請取りやめ届

許可後、行為完了前に取り止める場合は、土地区画整理事業施行地区内における建築行為等許可申請取やめ届を届け出てください。

8. 行為完了届

工事完了後、行為完了届を提出してください。

9. 手続の流れ

